

違反是正事例（事例 6－5）

テーマ く 腐食のおそれが高い地下貯蔵タンクに対する違反処理 令和 8 年 >

（基準適合命令・一般取扱所）

- 一般取扱所の地下専用タンクが設置から 40 年が経過し「腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク」に該当し、流出防止対策を講ずる必要性が生じたため、消防法第 12 条第 2 項に基づき基準適合命令を発令した事例

危険物施設の概要

- (1) 地下専用タンクを有する一般取扱所
- (2) 個人商店の敷地内に設置
- (3) 関係者
 - ア 一般取扱所設置者： A
 - イ 個人商店の代表者： B（設置者 A の妻）
- (4) 所有権
 - ア 建物（商店）所有者： A（一般取扱所設置者）
 - イ 土地所有者： B（個人商店の代表者）
- (5) 設置年月日等
 - ア 設置年月日： 昭和 56 年 10 月 13 日
 - イ 許可品名： 第 4 類第 2 石油類 灯油 9,600ℓ
- (6) タンク
 - ア 材質： 鋼製（SS40）
 - イ 埋設方法： 直接埋設
 - ウ タンク板厚： 6mm
 - エ 塗覆装： アスファルト＋アスファルトルーフィング 10mm

違反処理の概要

1 事前の現地調査（令和 3 年 5 月 12 日）

「腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク」に該当（令和 3 年 10 月 13 日）することが見込まれる当該施設に対し、違反となる前の現地調査を実施し、一定の措置を講じなければ違反となる旨を関係者に伝えた。

2 立入検査（令和 3 年 10 月 13 日）

設置から 40 年が経過し「腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク」に該当したため、管轄消防署が立入検査を実施（設置者 A は体調不良により、一般取扱所が設置されている商店の代表者 B 立会）

「地下貯蔵タンクからの微小な漏れを検知するための告示で定める設備」（高精度液面計

等)は設置されておらず、立入検査通知書により指摘

Bは「跡継ぎもいないため、タンク内の灯油を売り切れば施設は廃止する。」と説明

3 違反調査〈警告前〉(令和3年12月20日)

改善計画書及び改善が見られなかったことから、A・B立会いで違反調査を実施

(1) 実況見分及び質問調書

- ・高精度液面計等は設置されていない。
- ・A、B双方から「近隣の需要もあり断定できないが、来年3月頃を目途に施設の廃止を検討している。高精度液面計等は設置しない。」との供述

(2) 土地・建物登記簿取得

- ・建物(商店)所有者：A(一般取扱所設置者)
- ・土地所有者：B(個人商店の代表者)

※一般取扱所の登記はなし。

4 警告書交付(令和4年2月16日)

(1) 名宛人：A(一般取扱所設置者)

(2) 履行期限：令和4年4月16日まで

警告書交付以降は、Aとは連絡がとれなくなり、専らBが対応した。

5 警告後の経過

警告後は電話連絡や現地確認を実施するも、Bは「灯油を売り切れば施設は廃止する。」と主張し、高精度液面計等の設置について進捗はなかった。

6 警告履行期限経過後の対応

警告の履行期限経過後速やかに命令に移行すべきであったが、年度をまたいだ履行期限を設定したため、「4月の人事異動により所属長や担当者が変わってしまった」こと、「灯油を売り切れば施設を廃止するだろうという希望的観測」もあり速やかな命令をすることができなかった。

7 違反調査〈命令〉(令和5年5月19日)

履行期限から1年以上が経過したため、命令に移行することを決定しBの立会で違反調査を実施した。

高精度液面計等は設置されておらず、「灯油を売り切れば施設を廃止する。」との供述であった。

数年前から「売り切れば廃止する。」と言っていたため、灯油の劣化について質問したところ、「今年の3月に購入した灯油だから大丈夫。劣化はしていない。」との発言があった。

8 名宛人の検討

警告書はAを名宛人として交付したが、予定している法第12条第2項の基準適合命令の客体は「製造所等の所有者、管理者又は占有者で権原を有する者」となっており、次の疑問が生じた。

- (1) 一般取扱所の所有権を表す登記等の書類がなく、「一般取扱所の設置者」であること及び関係者の供述をもって「所有者、管理者又は占有者で権原を有する者」と言えるか。
- (2) 土地と建物の所有者が異なることから、登記されていない一般取扱所を「建物の従物」と解するか、「土地の定着物」と解するかによって、名宛人が異なってくる可能性がある

のではないか。

9 弁護士相談事業の活用

総務省消防庁の弁護士相談事業により、今回の法第 12 条第 2 項（基準適合命令）及び当該命令が履行されない場合の法第 12 条の 2 第 1 項第 3 号（製造所等の許可の取消し又は使用の停止）の名宛人について、消防庁の弁護士相談事業を活用し名宛人について照会した。

〈回答〉

名宛人の判断にあたり、民法における「主物」と「従物」の概念を前提とする必要がある。

「従物」とは、ある物（主物）の経済的効用を助けるため継続的に附属する物のことをいう。

例として、ガソリンスタンドに附属する地下専用タンクは店舗用建物の効用を助ける附属物であるとして、「従物」に該当するとされている。

本件の地下専用タンクが地上の建物（商店）の経済的効用を助けるために附属された物とすると、建物（商店）の従物に該当することから、その所有者はAと解される。

以上を踏まえ、警告書のとおり、商店建物の所有者であるAを名宛人としてとした。

10 命令書の交付（令和5年8月30日）

Aに対し、履行期限を令和5年10月30日として命令書を交付

11 命令後の経過（是正計画書提出）（令和5年9月15日）

（1）是正計画書の提出（令和5年9月15日）

「令和5年10月16日に施設の廃止工事を行う予定」

（2）危険物取扱所廃止届出書（令和5年10月17日）

危険物の抜き取り状況、工事の施工状況、その他設備の撤去状況の写真を添付

12 命令の解除（履行）（令和5年10月17日）

現地で危険物施設が廃止されたことを確認し、命令を解除

(事例 6－5) グループ検討

テーマ く 腐食のおそれが高い地下貯蔵タンクに対する違反処理 〉

1. 事前の現地調査と立入検査について

本事案では 40 年を経過する前に現地調査を行っていますが、各消防本部では「漏洩のおそれが高い（特に高い）地下貯蔵タンクの流出防止対策」に対してどのように対応しているか。また、違反となる前に是正を促す効果的な手法について検討してください。

2. 警告前の違反調査

警告前に違反調査を実施し、実況見分や質問調書を作成していますが、各消防本部の違反調査実施時期（命令前・警告前等）及びその理由、また、実況見分や質問調書で記載すべき事項について検討してください。

3. 名宛人の特定について

弁護士相談事業により名宛人を決定しましたが、危険物施設に限らず防火対象物も含めて、どのタイミング（立入検査前、警告前、命令前等）で登記簿や住民票などにより名宛人を特定すべきか。また、登記簿や住民票以外に名宛人を特定する手法があるか検討してください。

4. 命令の時期について

警告の履行期限経過から 1 年 4 か月後に命令書を交付しています。

違反処理が停滞してしまった理由に人事異動や関係者の供述を上げていますが、それぞれの消防本部ではどのように対応しているか検討してください。

5. 命令の解除について

今回の命令解除について、各消防本部の命令解除の条件について検討してください。

6. 違反処理の必要性について

危険物施設や防火対象物の重大違反に対する違反処理を行わない場合の公共に与える危険性、消防機関の責任などから、違反処理の必要性について検討してください。

アドバイザーが付加提示した課題及びその他グループで意見が出た内容の検討